

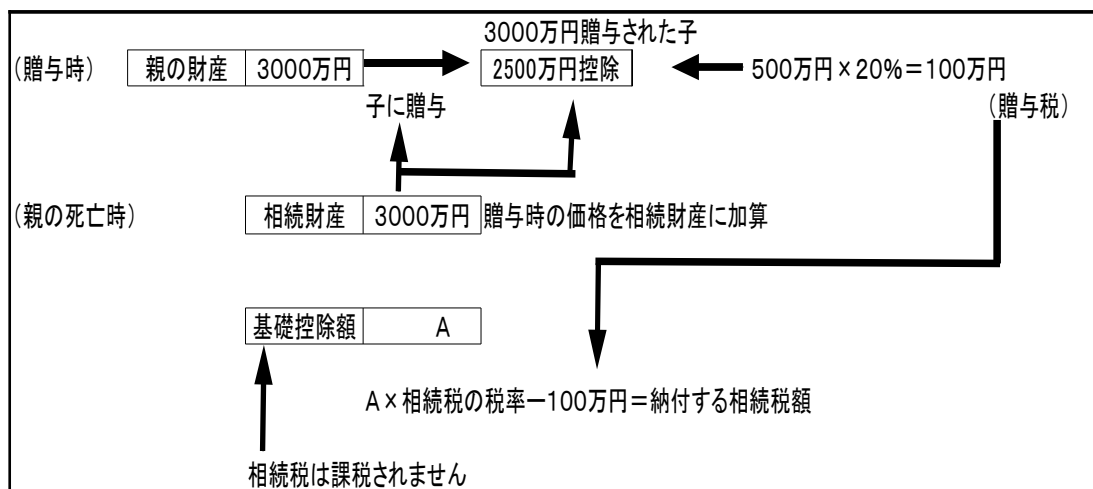
相続税を安く！「相続時精算課税制度」

■ 相続時精算課税制度というのは

平成15年の税制改正で、「相続時精算課税制度」が創設されました。

相続時精算課税制度とは、贈与税と相続税を一体化した制度です。累積で2500万円までの生前贈与に関しては、贈与税は課税されず、2500万円を越える部分については、一律20%の贈与税が課税されます。図のとおり生前に贈与された財産は親の死亡時に相続財産と合算されて相続税の課税対象とされ、生前に納めた贈与税額は計算された相続税額から控除されます。

図 相続税精算課税のしくみ



親の死亡時に相続税の計算をしたとき、相続税額が生前に納めた贈与税額を超える場合は、超える分を相続税として納め、生前に納めた贈与税額が相続税額から控除しきれなかったときは、控除しきれない部分の贈与税額が還付されます。

■ 財産を贈与する人と贈与される人の要件は

相続時精算課税はだれでも適用をうけられるわけではなく、それぞれ次のような要件があります。

①贈与する人の要件

贈与の年の1月1日に満65歳以上となる親

②贈与される人の要件

贈与の年の1月1日に推定相続人である満20歳以上の子供
(子供が既に死亡している場合は孫)

■ 相続時精算課税の適用を受けるためには

相続時精算課税制度の適用を受けるためには、財産を贈与された人が選択後最初に贈与を受けた年の翌年1月1日から3月15日のあいだに、「相続時精算課税選択届出書」を贈与税の申告書に添付して、住所地の税務署に提出しなければなりません。

「**相続時精算課税制度選択届出書**」を提出すると、選択をした翌年以後のその贈与者からのすべての贈与について贈与税の申告をすることになります。

■ 一度選択した後の取消は

相続時精算課税は、一度選択すると、同じ親からの贈与については撤回できません。選択は慎重に行う必要があります。

■ 選択の単位は

相続時精算課税は、贈与する人ごとに、そして贈与される人ごとに選択ができます。たとえば、父からの贈与については、相続時精算課税を選択し、母からの贈与については暦年課税を選択することができます。

また、同じ父からの贈与について、兄が相続時精算課税を選択し、弟が暦年課税を選択することもできます。

■ 贈与財産や贈与回数制限は

相続時精算課税は、特に贈与財産や贈与回数に制限はありませんので、贈与財産は何でも良く、また、一度選択すれば親の死亡時までの贈与については、何度でも適用が受けられます。

■ 住宅を取得するための金銭の贈与は1000万円を上乗せ

住宅を新築するための場合に親から資金の贈与を受けた場合には65歳未満の親からであっても相続時精算課税の適用が受けられます。この特例を利用すると**1000万円**が上乗せされ、**3500万円**までは贈与税は課税されませんが、贈与財産は住宅を取得等するための金銭に限られます。

ですから、不動産等の現物の贈与ではこの特例は利用できません。

ご意見・ご感想はこちらまで

山守税理士事務所

TEL:03-5283-5280

FAX:03-5283-5270